



特定非営利活動法人・北関東医療相談会ニュースレター

群馬県太田市東別所町427-44

電話番号080-5544-7577/Fax0276-46-4462

<http://npo-amigos.org/index.html>

当団体はカリタスジャパン、パブリックリソース財団、公益財団法人日本国際交流協会、

NP0法人ジャパンプラットフォーム、公益財団法人大阪コミュニティ財団等の皆様の協力を得て運営されています。



巻 頭 言

代表理事 後藤 裕一郎

各支援者の方、会内篤志家の各会員への新令和五年度の御挨拶を‘アミーゴス’の代表、私から申し上げます。

皆様、各位には昨年度、令和四年度中は新型コロナ・ウイルス感染症事件が次

第に其の規模や感染性を縮小～減弱させて居



るかと思われる中、過去の二年間の被害と比しても日本全体として見れば以前と同様な犠牲や反省を生んだり、公私に渡り悩まされた一年ではなかったかと、アミーゴスを代表して私よりも御見舞いを申し上げます。

さて、当会の活動が此の四月からの丸二十七年目を迎えようとして居る現在、NPOである当会へも幾つかの福音が訪れて居ます。其の支援に関係される支援者の御一人御一人へは、此の場を御借り致しまして会より深謝の念を御伝え致します。

アミーゴスの活動拠点は其の名の通りに‘北関東地域’に在りますが、六～七年前からは群馬県以外の栃木県（宇都宮市；済生会宇都宮病院）、埼玉県（川口市；川口協同病院）、東京都（清瀬市；親愛病院）、其れに茨城県

（取手市；あおぞら診療所）、千葉県（松戸市；東葛病院）と一都五県への拠点拡大は其の場を提供して頂きました病院側の方々の御努力等にて軌道に乗って居ます。此れは我々、理事・幹事や会主宰者のみならず、各支援者であられる皆様の弱細者への暖かい御慈悲の御考えやアミーゴスへの御尽力が在っての賜物とアミーゴスからは上記の提供者の御一人、御一人様へ深く御礼を申し上げます。

アミーゴスとしても、この活動地の拡大を受け従来からの医療的支援は当然の事、災害時人道的支援や学習会等へ取り組んで行きつつ、当会の目的である社会的貢献を引き続き企画し予定して居ます。其の背景には、当会活動に共鳴して下さる方々の輪の広がりもさる事乍ら、其の物理的支援（寄付金や物資等の事）を御申し出下さる個人や法人の増加や寄付内容の拡大も会活動の発展には欠かせない一条件とも成って居る事は間違い在りません。此の点に付いても、現在の‘コロナウイルス感染症’一色の世界に我々が直面して居るからこそ、御支援して下さる各支援者の皆様の御理解や御協力を当会からも従来同様に衷心より御願い申し上げます。



一方に在り、平成二年の暮れからの‘コロナウイルス感染症’の猖獗は其の終結時期等を断定するには‘時機早障’ですが、日本では‘感染症分類’上「第五類」感染症として法的には其の感染力等が‘コレラ’や‘結核’等よりは低い、との認識が法的にもほぼ正しいかと推測されて来て居ます。当会の活動も其の直接的影響を予防する手段を徹底する方法にて、今は三年前から年に一回程の‘医療相談会’を試験開催し、将来の本格的再開へ向け手探りにて相談会を進めて居ます。当会の「困窮する外国籍住民への支援」成る当所の目的からしても、彼等と直接御会いして其の問題点を探ろうとする行為自体が(コロナ感染症の規模の低下等から見て)未だ困難な状況に在ります。其の従来通りの再開時期に関し

ては随時に会報や電子的手段等にて御知らせして行きますので皆様の若干の御辛抱と御理解の程を当会から宜しく御願い申上げる次第です。

難民問題も依然として当会には大きな解決すべき課題の一つで在り続けて居ますが、現在の‘コロナ感染症’騒動が現在より軽度に成れば、此の遂行に関して適宜に支援させて頂いて居ます会の担当者が更に踏み込んだ支援をしてしみようか、と計画して居ます。

此れ等の会中枢の業務遂行に当たっては当会のみならず医師会、政済界等の議論等を、会全体として我々は注視すると共に、我々からも会固有の意見等を発信し続けなければいけないと当会及び私は考えて居ます。

こうした現時点では‘コロナ感染症事件’にて頓挫させざるを得ない会行事等へは、当会に依る可及的に早急な再開は勿論ですが、皆様各位様への有効な代替案等を適宜に発信して行きたいと当会は考えて居ます。（勿論、会員様からへの建設的御意見が在れば、何時でも会へ提案して欲しい、と私は期待して居ます。）何れにしても、各支援者の方には‘アミーゴス’、当会の設立意思＝「困窮する外国籍住民への支援」を念頭に更なる精神的、物質的、社会的な御支援を当会からは宜しく御願い申上げる次第です。

各支援者の方からの昨年、令和四年（度）一年間の御厚意に満ちた御協力や金銭、物質的な御支援に対して当会からは厚く衷心の深謝を申し上げ、同時に貴方様の本年度、令和五年度の一年間の御多幸を祈念致し当会からの本年度当初の御挨拶に代えさせて頂きます。



入管法改定案の問題

(仮放免者の会 PRAJホームページより)

[入管の人権侵害]

2021年3月7日に入管法の改正案が閣議決定されました。政府はこの国会での成立を目指していますが、この法案は一体どこに問題があるのかを解説していきます。

茨城県の牛久や東京の品川等にある入管の収容施設には外国人が収容されています。ここの収容施設というのが非常に劣悪な環境で、外国人に対する人権侵害が常態化しています。2007年以降入管庁が管轄する施設で亡くなった人たちは17人です。入管の施設ではありませんが空港で強制送還の途中に多くの入管職員に押さえつけられ、窒息死させられたガーナ人男性もいます。ちなみにこの入管職員は全員不起訴となっています。

自殺が多いが病死も多い。病死というのはきちんとした医療処置が行われなかったことによって亡くなった人が非常に多くいます。痛い痛いと呼んでいるのに救急車も呼ばずに放置して亡くなったという人も多く、制圧と言って多数の職員が収容されている人を押さえつけ暴行するというような事件も起こっています。

2019年に長崎県の大村入国管理センターで3年半以上収容されていたナイジェリア人の男性がハンガーストライキを行い、餓死してしまうという事件が起こりました。そうして入

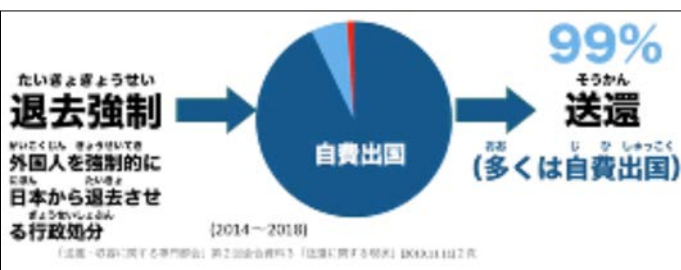
た。

医療放置も含め、入管においては職員による外国人に対する虐待が常態化していると言える状況にあります。ではなぜこのような事件が後を絶たないのでしょうか。その背景には帰国させたいという入管の目的があるのではとされます。さてどういうことでしょうか。

[帰れない人たちと無期限収容]

入管法に基づき外国人を国外に退去させることを退去強制といますが、これは刑罰ではなく交通違反と同じような行政処分です。この処分を受けた外国人は送還されます。つまり帰国させられます。入管法の第52条では「この退去強制を受けるものを直ちに本邦外に送還することができないときは送還可能の時まで収容することができる」とされています。ただし実は多くの人は退去強制を受ける前からその疑いがあるという段階で既に収容されているのですが（全件収容主義）、ここでは退去強制を受けた後の収容について話を進めます。

送還とはつまり飛行機に乗ること、従って飛行機が来るまでの間一時的に収容されるということになります。すなわち待合室的な意味だと捉えられます。事実1995年に入管の官僚が執筆した本の中には、この収容は、飛行機待ち船待ちのために収容するものです、と書いてあるのです（法務省入国管理法令研究会『出入国管理法講義』1995年、p.275）。実際退去強制を受けた人のほとんどが送還すなわち帰国しています。そしてこの送還のう



トップニュース記事 <https://dot.asahi.com/aera/2019110800043.html>

体重71キロが47キロに…入管収容者の餓死 外国人に人権ないのか？

f t B i

野村真二 2019.11.12 07:00 AERA



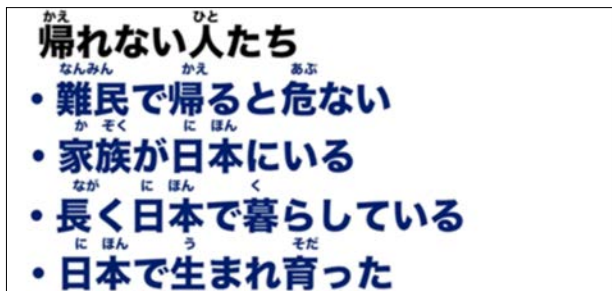
大村入国管理センターで一時的に外に出られる「仮放免」を求めてハンストを行っていた外国人男性が餓死した。背景に何があったのか。AERA 2019年11月11日号に掲載された記事を紹介する。

自分を傷つけることで「仮放免」を勝ち取るという。入管庁によれば

管における長期収容が問題になっていきまし

ちの多くは、自分で飛行機のチケットを買っ

ない人なののでしょうか。例えば難民で帰国すると命の危険がある人。それから家族が日本にいる人。長く日本で暮らしている人。20年、30年と日本で暮らしていて生活基盤が日本にあり帰国しても帰る場所がない人。そして日本で生まれ育った子ども達もいます。このような人々も帰国するよう命令を受けることがあるのです。



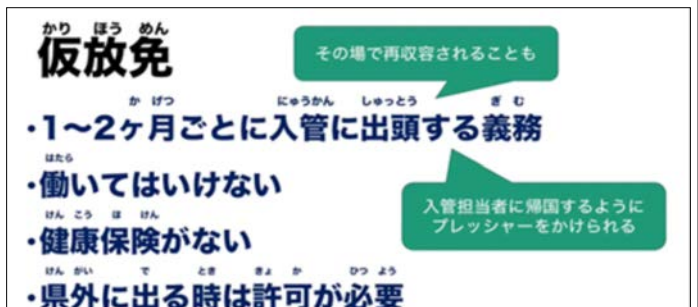
しかしそのような人々は帰れと言われても帰れないため、多くの人は送還されていくなか、いつまでたっても送還可能の時が来ません。そうして長期収容になっていきます。2年3年は当たり前、5年以上というケースも少なくない状態です。そもそも飛行機待ちなのに5年も収容するのはおかしいですよ。なぜそうになってしまうのでしょうか。なぜなら法律に期限が書いていないからです。収容の上限が書いていない、というある意味法律の抜け穴を使って、入管は「送還可能の時まで」だから送還可能ではない人はいつまででも収容できる、つまり無期限に収容できると解釈しているのです。先ほども言ったように多くの人は自分でお金を払って帰国します。長期間収容されしかもその中で虐待を受けることにより次第に心が折れて諦めて帰国するしかない、という風になるのを待っている、その手段として長期収容を入管が使っている、としか考えられません。つまりいじめて帰国させようとしている、その一環で長期収容が起こっ



ているということです。

〔仮放免と再収容〕

一方、仮放免という制度もあります。これは病気その他やむを得ない事情があると入管が決めて「いいよ」と言った場合、（その基準も明確ではないですが。）一時的に収容を停止する制度があります。そこで出られるならいいのではと思うかもしれませんが。しかしこの制度には入管に出頭する義務があり、その場で再収容されることもあります。そして入管の担当者に帰国するよう常にプレッシャーをかけられます。また、働けません。就労が禁止されているのです。さらに健康保険が無いので、病気になると高額の治療費がかかってしまいます。加えて県外に出る際には許可が必要なので、毎度入管に出向いて許可をもらわないと県外に出ることができません。前述した日本で生まれた子どもたちの場合は収容されることは少ないですが、やはり仮放免で健康保険がないなど苦しい思いをしています。



仮放免になったとしても再度収容されてしまう。これを再収容と言います。難民申請していたが認められず同時に再収容される、あるいは働いていることが見つかった場合や、些細な違反をした場合など。些細な違反とは例えば仮放免中は引越した際に入管に新しい住所を届け出なければならないというルールがあります。ところがその届け出が少し遅れたら、それだけで再収容されるということが多々ありました。そうして再収容されてもやはり帰れない人は帰りません。再収容から長期間収容されて再び仮放免、そしてまた再収容。このように仮放免と再収容を繰り返し1

実際にほとんどの人が体の病気や心の病気になっています。ところが入管はこうした人達を「送還忌避者」だと呼ぶのです。これだとまるで帰れと言われているのに駄々をこねて帰らない、ワガママを言っている人のようなイメージです。でも実際のところはそんな人たちではなく、先ほど見たように帰れない人々であり、どうしても帰れない事情があるから心と体がボロボロになっても耐えている人たちです。



〔脅迫・拷問としての無期限収容〕



例えば強盗が来て、「金を出せ、出さないと撃つぞ」と言ったとします。これは明らかに脅迫であり犯罪です。しかし入管がやっていることはほぼこの強盗と近いものなのです。「帰らないと無期限収容するぞ、いじめるぞ」というように無期限収容を使って帰国するように脅迫している、拷問とも言えるのではないのでしょうか。



実際に入管の無期限収容は拷問であると、何度も国連に勧告されています。最近では2020年の9月に国連の作業部会が、不法滞在者などを長期に拘束する日本の入国管理収容制



度は国際人権法に違反している、との意見書を日本政府に送りました。国連がもう一つ問題としたのは、入管での収容は裁判所などのチェックを受けずに、入管が勝手にできるという点です。

「いじめても帰らないから
もっといじめよう」



入管がこれらを踏まえてどのように入管法を改正しようとしているのかということについてですが、それが驚くべきものでした。普通に考えれば、無期限収容ダメだよと言われたなら、無期限収容を止めます、ピストルを下ろします、というような法改正になるかと思われます。しかし実際に入管が出してきた法案はというと、無期限収容するぞ、という



入管の考え方というものはずっと外国人をいじめて帰そうというものでした。そしてずっといじめてきました。長期収容や虐待など。

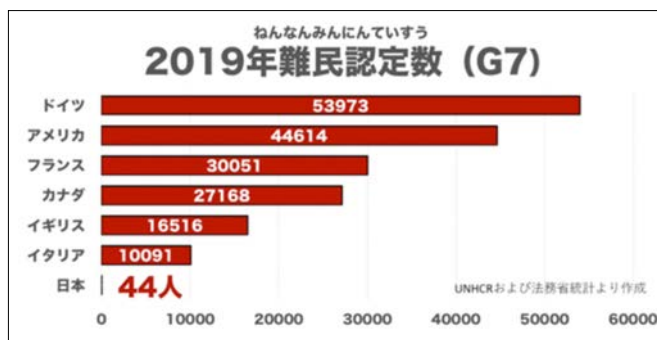
ところがいくらいじめても帰れない人は帰りません。後述しますが難民の人、日本に家族がいる人、日本で生まれた人、彼等はいくらいじめられても帰れないから帰りません。このようなやり方ではダメだとずっと批判されてきました。ではいじめはやめようとなるのが普通の考え方のはずです。しかし入管は、じゃあもっといじめよう、もっといじめれば帰るだろう、という考え方をしているとしか思えない法案を出してきたのです。

かえ
いじめれば帰るだろう
↓
かえ
帰らない
↓
もっといじめよう

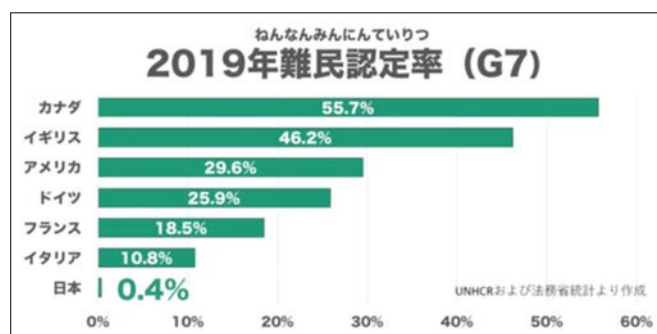
〔難民不認定制度〕

前述した帰れない人たちの中で、まずは難民の問題について説明します。図1は2019年に各国が難民をどのくらい認定しているかをまとめたものです。ドイツは1年間で5万3973人認定しています。トランプ政権下のアメリカでも4万4000人以上が難民認定されています。このように何万人と認められている中で、日本は2019年何人難民を認定したかという、たったの44人。これはもう文字通り桁が違います。二桁三桁程の差があります。そして認定率で見ると、他の国が数十パーセント認めているという中で、日本はたったの0.4%。これはもうほとんど認めてないも同然です。日本では、反政府グループのメンバーなので帰国したら命の危険がある、という場合でも、反政府グループのリーダーではないと難民ではない、というような考え方をもっています。そうした独自のルールを使っているの、日本だけが極めて認定率が低くなっています。これはもう難民認定制度じゃなくて難民不認定制度だ、と言う人もいるくらいです。

日本は難民認定率が低く、多くの難民申請者が不認定となり在留資格を失っている、という状態です。いわゆる「不法外国人」と言われている人々の実情の一部はこうした難民だが、難民として認められないために不法状態に陥ってしまっている人々、というのが多いのです。ではこの状況を改善するにはどう



すればよいのでしょうか。普通に考えればこれは難民認定率を上げれば、諸外国のように



数十%難民を認定すればいいわけです。難民認定率を上げれば「不法」といわれるような状態の外国人は当然減ります。しかし今度の法改正で入管は、難民申請を何度も繰り返す人は難民申請中でも送還できるようにしようとしています。今は難民申請中の送還はできません。それを変えるということです。これはつまり何回も申請する人は本当の難民ではない、濫用していると。帰国したくないから難民ではないのに難民申請しているのだ、だから送還してもいい、と言っているわけです。しかし彼らは帰国することができません。帰国すれば命の危険があるのです。だからいくら却下されても何度も申請せざるを得ません。ところがその人たちを命の危険がある国に送り返そうとしている。難民申請者、難民かもしれない人を迫害されるかもしれないところに送り返すというのは、明確に難民条約違反



例えば消防署が消火活動を全然していないのに、「最近間違い通報が多くて困る」などと言っていたとしたら、ちょっと待て、その前にちゃんと消火しろよと思いますよね。それと同じで難民認定をほとんどせず99%以上不認定にしておきながら、「嘘の難民が多いから送還する」とか言っていたら、いやいやその前にちゃんと普通に難民認定しなさいよ、という話です。



「監理措置」と「補完的保護」というまやかし

ここまで見ていただいたように、今回の法案というのは、入管の問題点は何ら改善されていません。むしろ悪化している改悪法案ですが、一部の報道では長期収容が解消されるというような、良く変わるというような報道があります。例えばある記事には「一時的に社会内で生活できる監理措置を新設し」と書かれています。社会内で生活できるようになるのだから収容されなくなるのかな、と思いま

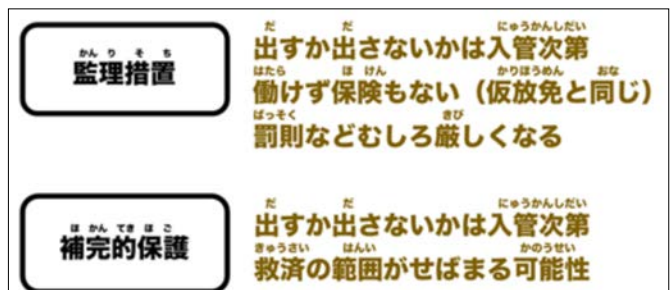
すよね。さらには「難民に準じる補完的保護対象者として認める制度も創設する」となっているので、では何かそういう難民のような制度ができて保護される人も増えるのかな、と一見思えますよね。しかし実情は全然そうではありません。問題点はそのままなのです。無期限収容は全然やめていません。この法案では。そして難民認定率が0.4%のような、日本の入管の独自ルールによる認定というのにも変わっていません。しかしまるで一見良くなるかのような見せかけを取っているだけなのです。

監理措置というのは結局出すか出さないかは入管次第です。入管が出さないと決めたら



出しません。つまりいくらでも長期収容ができる仕組みのままなのです。そして仮放免と同じで、働けないし保険もありません。そして今までなかった、仮放免では存在しなかった罰則などが作られ、むしろ厳しくなっています。それから補完的保護というの、やはり日本の独自ルールの難民認定と同じで、出すか出さないかは入管次第です。さらに今までであれば在留特別許可で救済された人が、救済されなくなってしまう。救済の範囲が狭まる可能性が高い、ということです。

「出口を作りました」と良いことをしているかのように宣伝しています。一種の詐欺のようなものですかね。



〔在留特別許可〕

先ほど難民で帰ると危ない人のことを説明しましたが、それ以外に家族が日本にいる、長く日本で暮らしている、日本で生まれ育ったという人たちも帰れません。その人たちはどういった人々なのか、『クラスメイトは外国人』という本を用いて説明します。これは日本で暮らす外国につながる子ども達の物語を漫画で描いたものです。フィクションですが実際にあったケースをもとにしています。「第十話 ジョシーの物語 日本にいさせて」という物語を少し紹介します。その物語の中でこんなことを言っている子がいました。「でも先生ジョシーは不法滞在なのでしょ」こうしたことを言う人、「不法」じゃないかっていうことを言う人は、ネット上などでも沢山居ますね。

でも実際、この漫画でも言われていたように、不法滞在というと何か悪いことしたみたいで



すが、ジョシーは日本で生まれてみんなと同じように暮らしていただけなのです。ただ法律的な資格がなかったというだけなのです。そして法律というのであれば在留特別許可というものも日本の法律にはあるのです。これは入管法の中に法務大臣の裁量で在留を特別に許可する、というものです。日本で生まれた子どもたち、あるいは日本に家族がいる人たち、

そうした人たちは先ほどビザと言っていました、在留資格がない状態であっても許可する制度があるのです。

そして実際この制度により在留資格を得て、日本に暮らしている人たちもたくさんいます。ところがこれは法務大臣の裁量によるため、出すか出さないかの基準が曖昧です。かつては2004年には1万3000人とたくさん出していました。ところがどんどん減っていった10分の1くらいになってしまいました。これは入管次第なので、入管が在留特別許可を減らそうと決めたことによって減ってしまいました。それに伴って不法と言われる状態の外国人が増えてしまったのです。なんだか「不法外国人が増えた」ときくと、外国から悪い外国人がたくさん日本に入ってきた、というイメージを持つ方もいるかもしれませんが、実状はそうではありません。入管が在留資格を出す数を減らせば、その結果として「不法」と言



われる状態の人たちが増えます。すなわち入管が増やしているのです。「不法」という状態の人を。

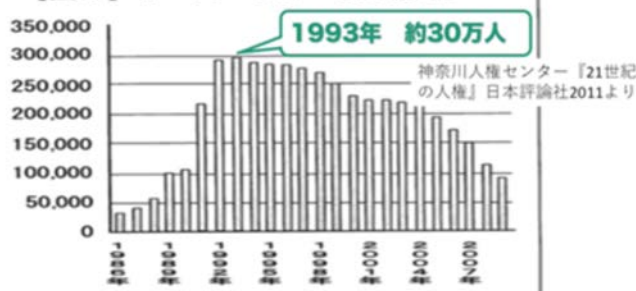
〔移住労働者〕

日本政府は建前ではいわゆる単純労働者を受け入ないとずっと言っていましたが、実際には裏口からたくさん受け入れていました。ジョシーのお父さんのようなオーバーステイの人たちもそうです。1990年代のバブル景気の頃日本では深刻な人手不足で、ジョシーのお父さんのように「きつい・きたない・きけん」といわれる日本人が働きたがらない3Kの職場で、日本の産業を底辺で支えていたともいえるでしょう。そうしたオーバーステイの

「あそう、頑張って」と言ってどこかへ行ってしまいます。これには多くの証言があります。



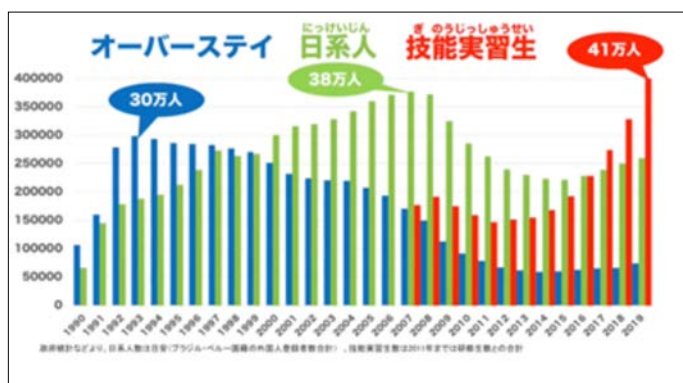
【図3】オーバーステイ数の推移



ところがその後バブル崩壊や、日系人、技能実習生、留学生、などの建前上は違いますが、実質的な外国人労働者を別の仕方を使うようになってきたという面もあり、オーバーステイの人たちを追い返そうとします。日本政府は2004年から不法滞在者5年半減計画というものを行って、その頃から厳しくオーバーステイの人たちが捕まるようになっていきました。つまり日本は外国人労働者を必要な時は受け入れて、いなくなったらポイ捨てし



てきたのです。



てきたのです。

[今すぐできる、 今すぐやらなくてはならない方法]

以上見てきたように入管はとにかくこのような人たちを送還し帰国させることによって問題を解決しようという考え方でした。

帰らないなら帰すためにどうするかというと、とにかくいじめるのだと。いじめれば帰だろう、ずっとそうした考え方で問題を解決しようとしてきました。

でもその解決方法では無理があります。とてつもない人権侵害が起こるので、とてはいけない方法です。

このようなことを言う「じゃあどうすればいいんだ、対案はあるのか」と言う人がいるのですが、いや対案はもちろんあります。その対案とは、難民のために帰ると危ない人は、難民認定すればいいのです。家族が日本にいる、長く日本で暮らしている、日本で生まれ育った、そういう人々には在留特別許可を出せばいいのです。かつてはたくさん出していたのですから。これは法律を変えなくても今すぐできる方法です。そして犠牲も少ないです。当人たちにとってはもちろんのこと、入管にとっても犠牲が少ない方法ではないでしょうか。入管の現場の職員の中にはこうした強

かえ ひと 帰れない人たち

- 難民で帰ると危ない
- 家族が日本にいる
- 長く日本で暮らしている
- 日本で生まれ育った

いじめで
送還

かえ ひと 帰れない人たち

- 難民で帰ると危ない
- 家族が日本にいる
- 長く日本で暮らしている
- 日本で生まれ育った

いますぐ
できる

難民認定
在留
特別許可

そしてこれは今すぐできる方法であると同時に、今すぐやらなくてはならない方法です。というのも、こうした人々は収容や、仮放免の状態では体や心がボロボロになってしまい、亡くなっている人もいます。だから一刻も早くこの人々に在留資格を与えないといけません。特に日本で生まれ育った子どもたちの場合は成長して学校を卒業しても就職ができない、未来が見えない状態に置かれてしまっています。

入管はとにかく送還によって問題を解決しようということにこだわっています。しかし帰国しろと言っても帰国できない人は長期収容、仮放免という状態になっています。言ってみればこっちの道に行けないからと渋滞が起こっている状態です。それを入管はこの人たちが立ち止まっているから渋滞が起こっている、だからこの人たちを処罰していじめればこっちの道に行くだろう、という考え方をしてしまうのです。しかし渋滞が起こっている原因はというと、入管がこっちの道、つまり難民認定、在留特別許可という道を通せんぼしてる、通れないようにしているからであり、それによって渋滞が起こっている。だから問題解決は送還の道にこだわるのではなく、左の道、難民認定、在留特別許可の道を通れ



るようにすればいいだけなのです。これは法律を変えなくても今すぐにもできます。

今すぐできること今すぐやるべきことは、国際基準で難民を認定する、在留特別許可を出すべき人に出す、ということです。帰国できない人に罰則を与える、あるいは難民申請

をしている人を送還できるようにする、そのようなことを目指す入管法改正は絶対に通してはいけません。みんなで声を上げて止めましょう。署名などもあります。みんなの力で、人権侵害、差別をやめさせましょう。



〈下記の動画を文字と画像で編集しました〉
YouTubeチャンネル「PRAJ仮放免者の会」
「入管法改悪反対」
<https://youtu.be/349fJoOSzBw>

〈主な参考文献・サイト〉

- ・みなみななみ(著・イラスト)／「外国につながる子どもたちの物語」編集委員会(編集)『まんがクラスメイトは外国人—多文化共生20の物語』明石書店、2009年
- ・望月優大『ふたつの日本「移民国家」の建前と現実』講談社現代新書、2019年
- ・平野雄吾『ルポ 入管——絶望の外国人収容施設』ちくま新書、2020年

※この文書は仮放免者の会 PRAJホームページにて公開されています。今回担当者様よりAMIGOSニュースレター第21号への掲載の許可を頂きました。この場をお借りして御礼申し上げます。
※掲載した原稿は当会で一部編集しております。

個別医療相談の報告

① ベトナム人技能研修性

国籍：ベトナム 男 30代（茨城県）
疾病名：腎臓病（ネフローゼ症候群の疑い）
当会支援：19万2千円
寄付金を集めて80万円を指定寄付金として渡しました。

2021年の年末、腎臓の病気、ネフローゼ症候群だと診断

複数の病院を受診し、300万円以上を支払う。治療をするために確定診断をするも、支払いが当初150万円と言っていたが当会が関与して60万円となりその後担当医の治療で劇的に改善されました。

② 帝王切開と子の難病支援に特定滞在取得

国籍：カメルーン 女 40代（埼玉県）
疾病名：(子)左心低形成症候群
（僧帽弁閉鎖・三尖弁閉鎖）

当会支援：17万4,900円

出産支援：帝王切開の入院助産の申請

2019年3月9日来日、母国で難民として逃げているときに父・母・妹・弟皆殺され、本人は妊娠（9か月）お腹を刺され子供は死亡。その後来日、イラン人男性との子供妊娠、仮放免のため入院助産制度を利用して出産を準備し、アジア教育財団（RHQ）に申請し認可。課題は在留資格を取得、難民申請と同時に在留特別許可の申請を行いました。

並行して、国会議員に要請した結果、特定滞在6ヶ月母子同時に取得しました。

③ 狭心症の支援

国籍：スリランカ 男性 50代
疾病名：狭心症
当会支援：84万円

船橋市立病院からの連絡で狭心症の支援の要請があった。済生会習志野病院にて治療を依頼し推定150万円の30%を支援要請された。最終的には心臓の開腹手術となり総額450万円となり支払い要請は150万円以内となった。病院と協議をして上述費用にて落ち着いた。

④ 体内の住血吸虫による心臓病

国籍：ガーナ 女 50代
疾病名：高度三尖弁閉鎖不全症、
中等度～高度二次性僧弁閉鎖不全症、
心房細動、肝障害 門脈圧亢進症疑い、
糖尿病

当会支援：24万3,300円

2011年12月初来日、最近まで日本国内では治らないといわれ、原因はガーナの風土病で体内に生息していた寄生虫の死骸が血管に詰まり心臓・肝臓に影響を与えるようになった。現在、獨協大学医療センターから都立駒込病院へ転院して支援している。継続治療中

⑤ 子宮筋腫の女性

国籍：トルコ 女 40代
疾病名：子宮筋腫
当会支援：59万498円
家族4人、全員仮放免者 埼玉協同病院の依頼で診察を受け支援する。

⑥ 急性虫垂炎による緊急手術

国籍：カメルーン 男 50代
疾病名：急性虫垂炎
手術費用：105万円
当会支援：55万円
2018年11月来日、空港で難民申請して収容されました。2020年5月仮放免者となりました。2022年10月一度急性虫垂炎で救急搬送、抗生剤の点滴を受け、早めに退院、薬を飲み、11月11日にはその後痛みはなくなり11月16日に痛みの再発を訴え、17日救急車に病院を伝える。3時間後ようやく独協医大埼玉病院に搬送、入院手術。17日夕に手術が行われ、18日に目覚める。盲腸が直腸に入り込んでいたとのこと。

生きていけない-ダイジェスト版- (一部)

【本調査の目的】データで仮放免の生活実態を示すこと。本調査は、日本で初めて仮放免者の生活実態調査を行い、データに基づいて仮放免者の生活実態を明らかにした。

1

調査結果

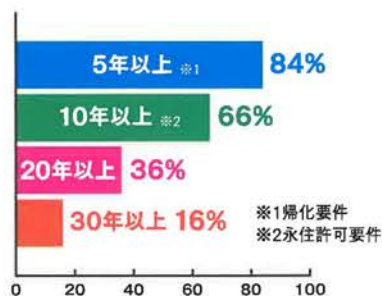
日本に長く暮らし、働ける年齢層の仮放免者

調査回答者本人のこと



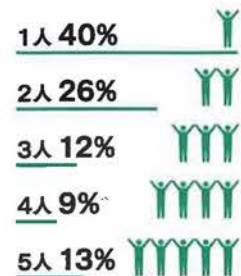
87%が20～50代の働ける年齢層
(調査対象:10代～70代)

滞在年数(図3-2) 10P



他の調査と比較して
滞在年数の長い者が多い。

世帯人数(図5) 11P



このうち24%が有子世帯

2

調査結果

食料の確保が困難な仮放免者

生活・食事の状況



「とても苦しい」「苦しい」
厚労省調査の2.1倍



「とても苦しい」「苦しい」
厚労省調査の6.1倍

1日の食事回数(図9-2) 15P



食事回数が「1日1回」
厚労省調査の8倍

3

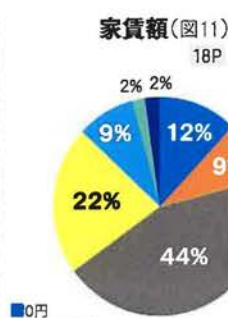
調査結果

住居の維持・確保が困難な仮放免者

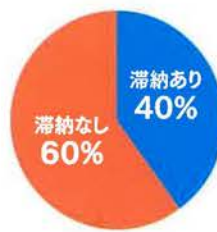
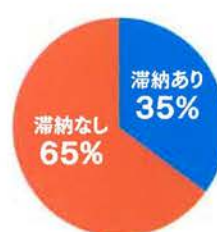
住居のこと



「とても苦しい」「苦しい」
国交省調査の1.5倍



低家賃で暮らしている者が多く、
家賃滞納者は日本賃貸住宅管理協会
調査の19倍

家賃滞納の有無
(図12-1) 18Pガス光熱水費滞納の有無
(図13-1) 20P

国立社会保障・
人口問題研究所調査の
10.3～11.3倍

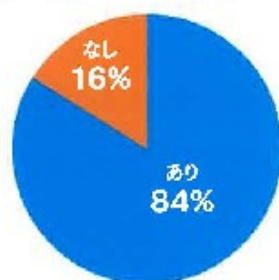
4

調査結果

医療を受けられない仮放免者

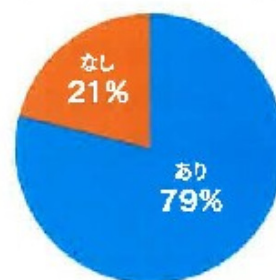
医療のこと

経済的問題により医療機関を受診できないことの有無(図15-1) 22P



「あり」と回答した者は厚労省調査／
国立社会保障・人口問題研究所調査の4.2～105倍。

経済的余裕があれば治療したい
病気や怪我の有無(図16) 24P



79%が経済的余裕があれば
治療したい病気やケガがあると回答。

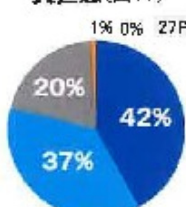
5

調査結果

社会生活を営むことが困難な仮放免者・
教育を受けることが困難な子ども

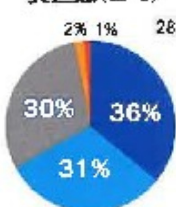
その他生活のこと

服・靴購入の
負担感(図17)



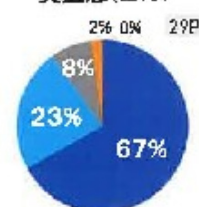
他調査の5.3倍

生理用品購入の
負担感(図18)



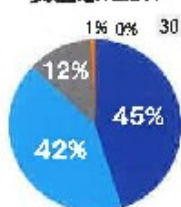
他調査の3.4倍

子どもの教育費の
負担感(図19)



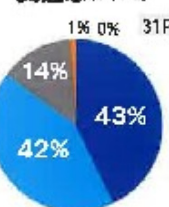
他調査の1.4倍

携帯電話料金の
負担感(図20)



他調査の1.6倍

交通費の
負担感(図21)



全体の85%

「とても苦しい」「苦しい」の割合

6

調査結果

収入を確保することが困難な仮放免者・
コロナ禍によるさらなる生活困窮

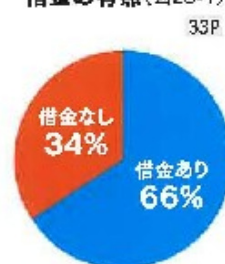
所得・借金のこと、コロナのこと

回答者本人の年収(図22) 32P



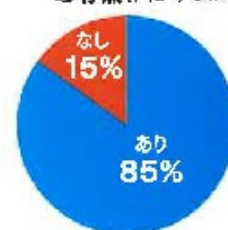
年収0円が70%
90万円以下が86%

借金の有無(図23-1) 33P



「借金がある」が
国民生活基礎調査の2.3倍

コロナの影響による生活苦
の有無(図24) 34P



「コロナの影響で生活が
苦しくなった」が85%

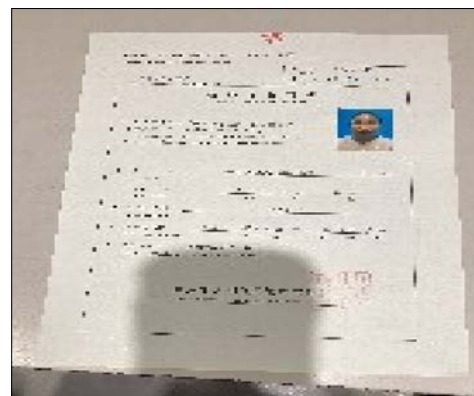
第64回 医療相談会

[illegible]

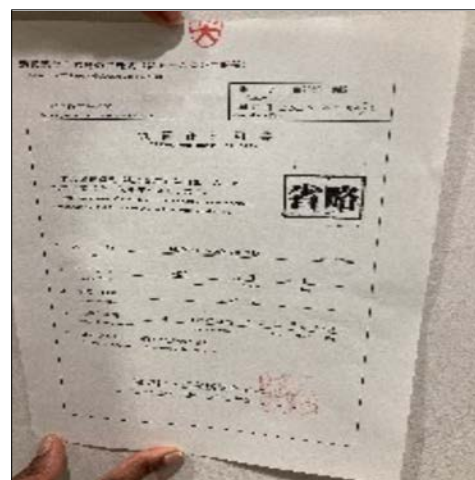
ウイシュマさんの遺品



発送控状の年度比較



親子で 仮滞在6か月がでました。



子の仮滞在6か月



生きていけない 省庁交渉



2022年6月18日 総会・埼玉共



食糧 発送作業



2023年3月16日 結果報告会

会費と寄付金をありがとうございます

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期合計
会費	12,000	114,000	76,000	32,000	24,000	36,000	294,000
寄付金	2,772,000	3,204,000	1,022,610	1,563,500	2,594,000	3,245,150	14,401,260

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期合計
会費	9,000	15,000	69,000	60,000	15,000	15,000	183,000
寄付金	1,609,150	1,343,650	1,599,786	481,250	612,000	637,300	6,283,136

2022年度 会費総額；477,000円 寄付金総額；20,684,396円
 <助成金団体及び寄付金>



日本国際交流センター

JCIE 日本国際交流センター
 東京都目黒区目黒1-1-1 目黒駅前ビル4F



パブリックリソース財団



カリタスジャパン

<昨年度後期行事報告>

- ① クリスマスプレゼント配送
(小麦粉、オリーブオイル、カイロ等)

- ② 1月22日 第64回医療相談会
@埼玉県川口

- ③ 3月14日 第64回医療相談会結果報告会
@埼玉県浦和

<今年度行事予定>

- ① 5月13日 AM 理事会・PM 総会
@埼玉県浦和

- ② 6月4日 第65回医療相談会
@群馬県太田公民館東別館

< 寄付金の決済がしやすくなりました。 >

右記のQRコードから寄付金の納入が可能になりました。
読み込んでいただきますと、専用ページに入ることができます。
こちらでの会費の納入も承ります。



⇒ <https://congrant.com/project/npoamigos/3162>

<今後の支援予定>

<医療相談会>

2023年11月 医療相談会茨城県

2024年 1月 医療相談会埼玉県

<個別医療支援>

- ・手術等を控えている人は現在ありません。

<その他の支援>

- ・現在家賃支援をおこなっています。

<教育 支援>

- ・川口市の夜間高校の就学支援

編集後記

▼二〇二一年、当会のアンケート調査(一四二人)により在留資格の無い外国人の生活状況は「生きていけない」状況が相談者から生活困窮の実態を確認し記者会見がおこなわれました。例えば、「助けてくれる代わりに私と寝ることを要求する男がいます。(四〇代女性)」滞在年数が五年以上の者が八四%、十年以上は六六%、二〇年以上三六%、三〇年以上一六%になっています。

医療について経済的問題で医療機関を受診できない外国人は八四%です。収入を確保することが困難な者は年収〇円七〇%、三〇万円以内三〇%です。「私たちは妻が四年前に手術を受けたので六〇万円の病院の支払いを抱えています。病院の支払いを助けてください。(五〇代男性)」

生活保護者の年収の一九〇万円から二四〇万円は一%未満。また一日の食事が一回は一六%、二回は六〇%です。新型コロナウイルスの感染拡大により友人・知人の支援は途絶え、家賃が払えない者が多数発生しました。二〇二一年のアミゴスの年間医療費一二六万円(健康保険がないので実費の支払い)、家賃七二九万円、生活費(食料品)三一七万円でした。在留資格のない外国人の生活を支えることは、「生活保護支援」と変わらない。

支援は「生きていけない外国人のための準生活保護」として医療費、食費、水道光熱費、家賃支援の課題ではないだろうか。

▼このニュースレターが届くころは入管法の審議入りとされます。ウィッシュマさんの死亡事件から、人権に根ざした入管に変わるかが課題の一つではないかと言われている、が仮放免者の人権が前述のような状態ではおそ変わらないと思われる。「声にならない声を聞く」として声を代わりに出す事が必要な時代になっているのだろう。

(長澤)